

## 長久手市付属機関等の設置等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、効率的な行政の推進を図るとともに、公正で透明性のある市政の推進を図るため、付属機関、協議会等（以下「付属機関等」という。）の設置及び運営について基本的な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「付属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより、市が設置する機関をいう。

2 この要綱において「協議会等」とは、法律又は条例の規定に基づかず、専門知識の導入、利害の調整及び市政に対する市民意見の反映等を目的として、要綱等により市が設置するものをいう。

ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 市職員のみを構成員として組織されているもの
- (2) 自治体及び関係機関等の団体が構成員となり組織され、会員の会費により運営されている協議会等で、市の機関内部に事務局が置かれているもの
- (3) 協議会等の運営を市民が主体となっていて行なっている市民組織的な性格を有するもので、協議会等の事務局のみが市の機関内部に置かれているもの
- (4) 関係機関との連絡調整を主たる活動内容として設置されているもの
- (5) 催事等を実施するために組織されているもの
- (6) 啓発事業を目的として設置されているもの
- (7) その他この要綱の対象とすることが不適当なもの

### (付属機関等の設置)

第3条 付属機関等の設置については、次の事項に留意するものとする。

- (1) 付属機関等の設置は、行政の簡素化及び効率化並びに行政責任の明確化の観点から真に必要なものに限ること。
- (2) 付属機関等の所掌事務は、設置目的又は審議事項が類似する付属機関等の設置を防ぐため、できる限り広範囲のものとし、その運営に当たっては、分科会又は部会を設置する等の弾力的かつ機能的な運営を図ること。

- (3) 臨時的な付属機関等の設置については、設置期限を明示すること。
- (4) 協議会等の名称は、審査会、審議会、調査会等の付属機関と紛らわしい表現は用いないこと。

(付属機関等の委員の選任)

第4条 付属機関等の委員の選任については、当該付属機関等の設置目的に応じて、次の事項に留意するものとする。

- (1) 付属機関等の機能が十分に発揮されるよう、広く各界各層及び幅広い年齢層の中から適切な人材を選任すること。
- (2) 団体へ委員の推薦を依頼する場合には、当該団体の長に限らず適任者の推薦を要請すること。
- (3) 付属機関等の委員の数は、20人以内とすること。ただし、法律又はこれに基づく命令（以下「法令」という。）に定めがある等特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 長久手市男女共同参画基本計画に基づき、委員の男女構成は、男女いずれか一方の委員の数が委員総数の35パーセント未満とならないよう努めること。
- (5) 市職員（会計年度職員を除く）は、法令に定めがある場合及び付属機関等の性格に照らし、やむを得ない場合を除き、委員に選任しないこと。
- (6) 市退職職員（会計年度職員を除く）は、当該付属機関等の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表するものなど特別な事情があると認められる場合を除き、委員に選任しないこと。
- (7) 市議会議員は、立法機関としての性格に照らし、法令に定めがある等の特別な事情があると認められる場合を除き、委員に選任しないこと。
- (8) 委員の任期は、法令等に定めのある場合を除き2年以内とし、その在任期間は、委員就任時において通算して10年を超えないこと。
- (9) 同一人を委員として選任できる付属機関等の数は、5機関までとすること。  
ただし、法令等による職の定めがある者等の場合には、この限りでない。
- (10) 委員の年齢は、委員就任時（再任時含む。）において75歳未満のものを選任すること。

2 付属機関等の委員の選任について、前項各号の規定に関わらず、団体の代表として委員となる場合、専門的知識又は経験を有する者が他に得られない等の特別な事情

があると認められる場合は、付属機関等を主管する課等の長（以下「主管課長」という。）は市長公室企画政策課（以下「企画政策課」という。）と協議し選任しなければならない。

（公募による委員の選出）

第5条 付属機関等の委員を選任する際には、広く市民の意見を反映させるため、その設置目的、審議事項等を勘案した上で、積極的に委員の公募の実施に努めるものとする。ただし、専門的な事項について審議するもの及び利害関係の調整等について審査、審議又は調査するものにあつては、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、付属機関等の委員の公募については、長久手市付属機関等委員の公募基準（平成15年4月1日施行）の定めるところによるものとする。

（会議の公開等）

第6条 付属機関等の会議は、法令又は長久手市情報公開条例（平成13年長久手町条例第24号。）第6条各号に掲げる情報に該当する事項について審議する場合等を除き、原則として公開するものとする。

2 付属機関等の会議の公開等については、長久手市付属機関等の会議の公開に関する基準（平成15年4月1日施行）の定めるところによるものとする。

（付属機関等の見直し）

第7条 既に設置されている付属機関等のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的が達成されたもの
- (2) 社会経済情勢、市民ニーズの変化等により継続の必要性が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発で、設置効果の乏しいもの
- (4) 他の行政手段等により代替可能なもの
- (5) 設置目的及び所掌事務が他の付属機関等と類似又は重複しているもの
- (6) その他行政の簡素化及び効率化の観点から統合が望ましいもの

（付属機関等の設置等の調整）

第8条 主管課長は、次の各号に掲げる事項について、委員委嘱の1か月前までに企画政策課と決裁により合議しなければならない。ただし、人事異動等による委員委嘱の1か月前の合議が困難であるものは、この限りではないが、速やかに合議すること。

(1) 付属機関等の設置、廃止又は他の付属機関等との統合

(2) 付属機関等の委員の数

(3) 付属機関等の委員の選任

2 主管課長は、委員が選任された場合には、企画政策課に当該委員の名簿を提出しなければならない。 (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条及び第5条の適用については、付属機関等の委員の改選時から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年12月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 11 月 26 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。